1

英国における雇用・生活支援手当の障害認定の特徴についての考察

寺 島 彰

要約

「雇用・生活支援手当(Employment and support allowance)」は、病気や障害のために労働能力が制限される人々に支払われる新しい給付金であり、2008年10月27日から英国で始まった。その目的は、障害者を働ける障害者と働けない障害者に分けて、働けない障害者に手当を支給するというこれまでの方法では、働こうとする障害者の意欲をそぐ可能性があることから、だれもが働くことを求める政策として、手当制度と就労を結びつけようとしたものである。本研究では、その制度の変更が、認定方法にどのように反映されているかを調査し、その認定方法の特徴についてまとめるとともに、その有効性について考察した。その結果、雇用・生活支援手当の障害認定基準は、従来の生活活動に着目した認定基準を採用しており、目的を達成するための基準となっていないのではないかと考えられた。

キーワード 障害の定義、雇用・生活支援手当 Employment and Support Allowance、 障害者、英国

目次

はじめに

- 1. ESAの概要
- 2. ESAの受給の流れ
- 3. ESA障害認定の特徴
- 4. 考察

はじめに

英国では、2008年10月27日から新しく「雇用・生活支援手当(Employment and Support Allowance: ESA)」の支給が開始された。この手当は、それまでの所得保障手当(Income Support: IS)と就労不能手当(Incapacity Benefit: IB)に代わって支払われる、病気や障害のために労働能力が制限される人々に支払われる新しい給付金である。

この給付金を支給することにした理由として、英国政府は、従来から実施してきた、働けるか働けないかで、人々を2つのグループに分ける評価システムは、手当を受けるよりも仕事をしようとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める政策に変更したと述べている(1)。

本研究では、新設されたESAの障害認定基準は、その目的を達成するために、どのよう

な認定基準を採用しているのか、以前の認定基準と比較しながら、その特徴を明らかにする ことが本研究の目的である。

1. ESAの概要

(1) ESAの背景

英国の障害政策の特徴の一つは、障害者を働けるか働けないかで2分して政策を実施して いることである。すなわち、障害者(雇用)法に基づき、障害者は2つに分類される ②。第 一の分類は、同じ仕事をしている一般労働者の少なくとも80%の作業能力を持つ人であり、 一般労働市場で就職する資格を有する。第二の分類は、一般労働者の少なくとも30%の作業 能力を持つ人が対象で、保護的就労の対象となることができる。そして、作業能力が30%に 達しない障害者は、全く雇用されることができない人と見なされ、雇用対策の対象外となり 就労に代わる収入を確保するための様々な手当を給付される③。

ESAは、2008年10月27日から、英国で給付が開始された手当であり、それまでのISとIB に代わって支払われる、病気や障害のために労働能力が制限される人々に支払われる新しい 給付金である。そのために、ESAは、単一の手当ではあるものの、ISとIBの両方の手当の 特徴を保持しており、拠出制ESA(これは、IBと類似している)と所得連動ESA(これは、 就労不能に基づき支払われるISに類似している)の2つに分かれている。

英国政府は、働けるか働けないかで、人々を2つのグループに分ける以前の評価システム は、間違いであり、現実を反映していないと判断した(4)。すなわち、厳密に分けることで、 手当よりも仕事を選ぼうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除 き、だれもが働くことを求める政策に変更した。その目的を達成するために、手当制度と労 働を結びつけた制度がESAである。

なお、2008年10月27日の時点でIBやISを受けている場合、ESAではなく、それらの手当 が継続される。政府は、2009年から既存のIBとISの請求者は、労働能力評価で再評価され ESAに移動すると述べている^⑤。Disability Alliance (2008) ^⑥ を参考に制度の概要を整理 すると次のようになる。

(2) 制度の種類

ESAは、拠出性ESAと所得連動ESAとからなっている。

① 拠出性ESA

拠出性ESAは、国民保険制度(National Health Service: NHS)の保険料支払い済記録 と関係する。これはIBに代わるものである。拠出制ESAを受けるためには、一定年数以上 NHSの保険料を支払っている必要がある。しかし、20才(教育や訓練を受けていた場合は 25才) 前から、労働能力が制限されていた場合は、これらの拠出条件を、満たす必要がない こともある。

②所得連動ESA

所得連動ESAは、資力調査つきの手当で、労働不能を理由に支払われるISに代わるもので

ある。これは、受給者およびそのパートナーの最低生活費を提供する。ISと同様、所得連動 ESAは、固定資産税や一定の住居経費を支援する。単独で、または、拠出制ESAに加えて 支払われることもある。

(3) 受給資格

①基本条件

ESAを受給するには、次のすべての基本的な条件を満たす必要がある。

- ・労働能力が制限されている
- 就業していない
- ・16歳以上である
- ・年金受給年齢に達していない(現在、女性は60歳、男性は65歳)
- グレートブリテンに住んでいる
- ・ISを受けていない
- ・求職者手当(jobseeker's allowance)の申請者、または、共同申請者ではない
- ・法定疾病給付(statutory sick pay)の資格期間中でない

②選択条件

また、以下の条件のうちの少なくとも1つも満たさなければならない

- ・NHSの保険料支払い条件を満たしている
- ・労働能力制限が20歳前(一定の場合は25歳前)に始まった
- ・所得連動ESAの条件を満たしている

2. ESAの受給の流れ

(1) 評価期間

ESAを請求すると、13週の『評価期間』に入る。これは、末期患者等を除いて、すべての新規ESA請求者に適用される。評価期間には、労働能力評価(Work Capability Assessment: WCA)が行われる。評価期間の間は、ESA基本手当が支払われる。ただし、25歳未満の場合は、低額の手当が払われる。

(2) 主要期間

13週の評価期間を完了すると、基本手当に加えて追加手当が受けられる。支払い額は、「支援グループ」に分類されているか「労働関連活動グループ」に分類されているかによって異なる。この場合、25歳未満であっても、低額基本手当は適用されず、25歳以上と同じ額が支払われる。

(3) 労働能力評価

WCAは、3つのステップからなる。

①労働能力制限の評価(limited capability for work assessment)

WCAの最初の評価は、労働能力が制限されているかどうかを評価する。これに該当すれば、ESAの対象になる。身体機能、精神機能、および、認知機能が21に分類され、各々の

活動制限に関する点数が示される。点数の合計が15ポイント以上になると、労働能力が制限 されているという評価がされて、ESAの権利が生じる。評価においては、活動制限の原因が、 明らかでなければならない。つまり、身体の疾病または障害、精神の病気または障害、ある いは、疾病、病気または障害に対して登録医が行った処置の直接的な結果として活動制限が おこっていることが明らかでなければならない。この評価内容を表1の左欄に示す。ただし、 末期患者、ガンなどの治療中、伝染病の罹患、妊娠、入院中、慢性腎不全のための血液透析 の処置を毎週定期的に受けている場合、毎週定期的に完全非経口栄養の処置を受けている場 合等の場合は、WCAの評価なしで労働制限があると判断される。

②労働関連活動能力制限の評価(limited capability for work-related activity assessment)

WCAの第2の評価は、労働関連活動において能力が制限されているかを評価する。この 評価により、「支援グループ」の対象者か「労働関連活動グループ」の対象者であるかを決 定する。このグループが決まると、ESAの手当額がきまる。

労働関連活動能力が制限されているならば、支援グループに置かれる。この場合、労働関 連活動を行う必要はなく、労働関連活動グループよりも、高い額のESAを受けとる。

労働関連活動に制限がなければ、労働関連活動グループに置かれる。このグループでは、 労働に焦点を絞った6回の面接に出席するなどの労働関連条件を満たさなければならない。 もし、この条件を満たすことができないならば、ESAの支払が認可されないこともある。

この評価は、身体、精神および認識機能に関する、11の活動分類があり、うちの少なくと も1つの記述に合致していれば、支援グループに該当する。このリストを表2に示す。ただし、 表3に該当する場合は、評価なしで労働関連活動能力が制限されているとみなされる。

③仕事に焦点を当てた健康関連の評価(Work-focused health-related assessment: WFHRA) WCAの第3の評価は、「仕事に焦点を当てた健康関連の評価」である。「労働関連活動グ ループ」の対象者のみを対象として、働くための障壁と働くためにどのような支援を必要と しているか評価される。

WFHRAは、健康関連の情報と、どんな機能的能力を向上させることができ、労働に戻る のを支援できるかという介入に関する情報を収集する。これには、適切な補装具や福祉機器 の使用を含む。

WFHRAのために必要な情報は、WCAの最初の2つの評価における医学評価とともに、別 に面接が実施され集められる。その結果は、レポートにまとめられ、パーソナルアドバイ ザーに送られる。パーソナルアドバイザーは、申請者が出席を求められる、すべての「労 働に焦点を当てた面接」においてそれを使うことができる。また、そのレポートはGPと共 有することも奨励されている。もし、医療専門家が、WCAの評価に基づき、労働関連活 動の能力が制限されていると判断すれば、WFHRAを受けることが延期されることもある。 WFHRAを受けなければ、ESAが認可されないこともある。

(4) 労働に焦点を当てた面接

ほとんどの場合、請求後8週間たつと、初回の「労働に焦点を当てた面接」に出席しなけ

ればならない。この面接では、パーソナルアドバイザーが、仕事に就くためのステップと利用できるサポートについて話をする。「労働関連活動グループ」の請求者であれば、毎月実施される「労働に焦点を当てた面接」に5回出席することを求められる。正当な理由なしに、参加しないと、ESAは認められないことがある。

(5) 手当額

ESAは、生活状態に基づき支払額が違う。また、所得連動ESAと拠出制ESAが単独で、あるいは、両方同時に支払われることもある。ただし、13週の評価期間の間、ESAは『基本手当』と呼ばれる低いレベルの額が支払われる。この額は、求職者手当の基準額に等しい。また、25才以下の場合は、評価期間中、低額基本手当が支払われる。

13週の評価期間を完了後、主要期間では、基本手当に加えて追加手当を受ける。この支払い額は、「支援グループ」の対象者か「労働関連活動グループ」の対象者かによって異なる。また、25歳未満であっても、低額基本手当は適用されず、25歳以上の人と同額が支払われる。

3. ESA障害認定の特徴

最初に述べたように、英国政府は、働けるか働けないかで、障害者を2つのグループに分ける以前の評価システムは、手当よりも仕事を選ばうとする意欲を抑制する可能性があることから、最重度の障害者を除き、だれもが働くことを求める制度として、ESAを導入した。ここでは、その制度の変更が、認定方法にどのように反映されているかを検討する。その方法としては、ESAが導入される前に、IB、IS、NHSなどにおいて、共通に用いられていた就労不能の障害認定基準のとESAの障害認定基準を比較する。

(1) 障害認定の変更点

①身体障害と精神・認識・知的障害との点数を合算できるようにした。

以前は、精神障害の得点を合算して10点以上になると対象になり、さらに、「6-10点でも身体障害の得点が6点以上ならば対象になる」という取り扱いであった。しかし、ESAでは、身体障害と精神・認識・知的障害の得点を合算して評価できるように認定基準が改められた。②身体障害の評価項目が減少

身体障害の認定に関しては、14あった分類が、11に減っている。具体的には、「階段の昇降」がなくなり、「歩行と移動」に含められた。また、「座っていること」と「立っていること」が一つに統合された。さらに、「手をのばすこと」という分類がなくなった。また、評価、項目数についても、73から66に減少している。

③精神障害の評価項目が増加

精神障害の認定は、以前は、「作業の遂行」、「日常生活」、「精神的圧迫に対する対応」、「他の人との関係」の4つに分類されていたが、ESAでは、「12. 仕事の完成の学習または理解」、「13. 危険の認識」、「14. 記憶と集中」、「15. 作業の遂行」、「16. 生活行動を始めること・継続すること」、「17. 変化に対処すること」、「18. 目的地に着くこと」、「19. 社会的状況に対処すること」、「20. 他人に対するふるまいの正しさ」、「21. 他人とつきあうこ

と」という10分類になっている。評価項目数も、25から48に増えている。

④身体障害・精神障害とも得点の種類を4種類に統一

身体障害と精神障害を合算できるようにするためであると思われるが、ESAでは、点数が、身体障害も精神障害も、15、9、6、0に統一された。以前の基準では、身体障害については、15、12、10、9、8、7、6、3、0の9種類があった。また、精神障害では、2、1、0の3種類であった。

⑤身体障害の評価基準に組み合わせによる評価を導入し項目数を減少させている

「繰り返し止まったり、ひどい不快感を感じずには、」「50メートル以上を歩くことができない」15点、「200メートル以上を歩くことができない」7点、「400メートル以上を歩くことができない」7点、「400メートル以上を歩くことができない」0点など、単に距離を伸ばす、時間を長くする、回数を増やすという形で点数を変えていたものを、「手摺りをつかっても、階段を2段上る、あるいは下ることができない」15点など、他の評価要素を導入して、評価項目を減らそうとする意図がうかがわれる。

⑥身体障害認定で使用する物をより実際的にしているところがある

たとえば、拾い上げる動作を評価するために、以前は、「0.5リットル入りの牛乳カートン」を持ち上げ、動かすという検査があったが、ESAでは、「液体で満たされた0.5リットル入りのカートン」としており、必ずしも牛乳のカートンではなくなっている。同様に「直径2.5mmのコインを拾うことができない」が、「£1コインまたはそれと同じようなものを拾うことができない」となっている。これらは、実際の評価時の利便を考えたものであると考えられる。

(7)身体障害の認定基準を緩和したところがある

「繰り返し止まったり、ひどい不快感を感じずには、200メートル以上(平地)を歩くことができない」7点は、「止まったり、ひどい不快感を感じないで200メートル以上、平地を歩くことができない」6点となったり、認定基準の見直しも行われている。

⑧身体障害・精神障害とも追加された評価がある

例えば、以前の基準には、視野の評価がなかったが、ESAでは、視野の欠損が25%以上50%未満が追加された。また、すでに述べたように、精神障害については、認定項目が大幅増となっている。

⑨検査を導入したものがある

以前は、簡易に評価できるように配慮されていたが、視野の欠損が25%以上50%未満となっており、視野検査が必要になっている。

⑩身体障害の評価を厳密にしたところがある。

例えば、以前は、「音量を大きくしないとテレビ番組が聞き取れない」という評価があったが、このような漠然とした評価は消えている。また、排泄機能の評価については、より厳密にしている。

(2) ESAでも変わらない点

①能力障害中心の評価であること

障害の認定には、臓器の機能状態で認定する方法、活動能力により認定する方法、社会参加状況により認定する方法など、いくつかの方法があるが、ESAは、基本的に「何かできるかどうか」という能力障害中心の評価になっており、それは、以前の制度と変わっていない。

②補装具を装着しての評価

身体機能の評価において、歩行障害に関しては、「通常用いている杖または他の機器を用いて歩くこと」、聴覚障害に関しては「通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと」、視覚障害に関しては、「通常用いている眼鏡または他の補助機器を用いて」という記述があるように、これらの障害では、補装具を装着して評価している。この方法は、以前の制度でも同じであった。

③身体障害と精神障害を分けている

以前の障害認定基準では、身体障害と精神障害は、表自体が分けられていた。ESAでは、同じ表の中に記述されるようになったが、混在させているわけではなく、やはり、身体障害と精神・認知・知的障害を分けている。能力障害が認定の基本になっていることは変更されていないことと関連があると考えられる。

4. 考察

(1) 障害の範囲について

制度改正の趣旨からみて、注目すべきことは、最重度障害ではない障害者の範囲が狭くなっているのか広くなっているのか、それとも、以前と同じなのかということである。ESAの目的は、障害のために手当を受給しており、就労していない障害者のうち、最重度ではない者の一部を就労に結び付けることであるから、障害の範囲は、以前と同じで良いはずである。そして、ESA決定の過程において判断される「労働関連活動能力が制限されていると判断される障害者」により障害者の範囲をさらに限定すれば、それ以外の障害者は、働ける可能性があるということになる。

このような観点から表1の認定基準を検討すると、必ずしも、以前の障害の範囲とは同じであるとは言えない。たとえば、身体障害の場合、「4. 手を伸ばすこと」で、以前の基準では、「帽子をかぶるように、どちらの腕も頭頂に上げることができない」は15点であった。しかし、ESAでは9点であり、手当に該当しない。

一方で、「視覚」の機能においては、新しく、「視野の50%以上が欠損している」15点を追加していることから、視野障害者の範囲を拡大していることは明らかである。

また、精神・認知・知的障害者の場合、障害認定基準を厳密に定義していることから、障害の範囲は狭くなることが予想される。たとえば、「作業の遂行」において、「電話に応答できず信頼できるメッセージを残すことができない」2点というのがあったが、ESAの基準では、このような曖昧な基準は用いていない。たとえば、「12. 仕事の完成の学習または理解」

において、「単純な仕事(目ざまし時計をセットすることのような)を完了する方法を学習し理解することができる前に、同じことのデモンストレーションを2回以上見ることが必要であり、しかも、次の日にその仕事を完了する方法についてさらにデモンストレーションを受けなければ、その仕事を正常に完了することができない」15点というような認定基準になっている。

(2) 障害認定の評価課題

以前の障害認定は、就労が不能であるくらいの重度な障害者を対象に手当を給付するかどうかを認定するものであり、観点は、日常生活にあった。一方、ESAは、就労できるものには就労をすすめ、できないものには、手当を給付するという制度で、観点は、就労にある。そこで、認定基準にも、就労できるかどうかという要素が取り入れられているのかどうかについて考察してみよう。

身体障害の場合は、以前の認定基準と評価課題はほぼ同じであると考えられる。「繁華街で大声で話している人の話を、聞くことができない」では、繁華街での場面を想定している。また、「最低5メートル離れたところにいる友人が十分わかるほど見えない」というように、友人との接触が想定されている。

また、精神・認知・知的障害の場合も、「14. 記憶と集中」において、「他人による言葉による促しなしには、日々の生活全体がうまく管理できないほど、物忘れや集中力の喪失がある」というような例があるように、身体障害と同様に、あまり、就労に着目した認定基準は設定されていない。

(3) 労働関連活動能力が制限されていると判断される障害者

ESAは、重度障害者以外の障害者が就労できることを目指している。つまり、労働関連活動能力が制限されている障害者を除き、従来の障害者の就労を目的としている。この意味から、労働関連活動能力が制限されている場合の認定基準が重要である。そこで、どのような障害者がそれに該当するのかをみてみよう。表2が、労働関連活動能力が制限されていると判断される障害者の認定基準である。これを表1と比較してみると、原則的には、表2の重度の基準を活用している。ただし、身体障害についての記述が多く、精神・認知・知的障害の場合は、重度の気分障害者又は行動障害をメルクマールにして、能力障害を問題にしている。

結論的にいえば、労働関連活動能力が制限されていることを認定する評価基準ではあるが、 労働関連活動にそれほど着目しているわけではない。

ESAは、最重度ではない障害者が手当から脱却して就労できるように支援することを大きな目的にしているにもかかわらず、ESA決定の過程において判断される「労働能力評価」と「労働関連活動能力が制限されていると判断される障害者」の評価は、以前の障害認定基準と同じように、日常生活活動に焦点をあてたままである。

今回のESAへの移行に関して、認定基準においては、その趣旨にそった変更はないと考えられる。障害認定基準よりも、手当給付の手続きの変更によりその目的を実現しようと

しているようである。たとえば、働ける人には、就労意欲を高めるための面接を導入したり、かなり高い収入まで働いても手当を受けられるようにしている点があげられる。しかし、就労に着目して認定基準を変更しなければ、就労できる障害者がいないということになるのではないかと考えられる。

参考文献

- (1) Department for Work and Pensions (2008), "No one written off: reforming welfare to reward responsibility"
- (2) エリック・サモイ、リナ・ワタプラス(久保耕造・他訳)(1993)『EC諸国における障害者の保護的就労』ゼンコロ
- (3) Prime Minister's Strategy Unit (2005), "Improving the life chances of disabled people"
- (4) Department for Work and Pensions (2008), "Raising Expectations and Increasing Support White Paper"
- (5) Disability Alliance(2008), "Disability rights handbook 33 Edition April 2008-April 2009", Disability Alliance, London
- (6) Disability Alliance (2008), "Employment and support allowance 1st Edition October 2008-April 2009", Disability Alliance, London
- (7) Disability Alliance (2007), "Disability rights handbook 32 Edition April 2007-April 2008", Disability Alliance, London

表1 新旧の障害認定基準の比較(活動と得点)

表1 新旧の障害認定基準の比較(活動と得点)	
新(ESAの障害認定基準)	旧(IB等で用いられていた障害認定基準)
1. 通常用いている杖または他の機器を用いて歩くこと A まったく歩くことができない 15 B 繰り返し止まったり、ひどい不快感ををにいずには、平地を50メートル以上を歩くとができない 15 C 手摺りをつかっても、階段を2段上る、あるいは下ることができない 15 D 止まったり、ひどい不快感を感じないで100メートル以上、平地を歩くことがでない9 E 止まったり、ひどい不快感を感じないで200メートル以上、平地を歩くことができない6 F 上記のどれにも、あてはまらない 0	1. 通常中の は
2. A	3. 高いたいにない 15 ・特であることができる前に、の程度が大きいの分以上座ったができる前に、のできない 15 ・特である立ち上ができる前に、のできない 15 ・不付の分以上座ったがで、きかいととがで、きかいととがに、できかないことがで、きかないことがに、できかないことがに、できかないことがに、できかない。とは上陸座が大いさいがで、きかない。とは、では近いでででででででででででででででででででででででででででででででででで
3. 腰を折ること、又は、ひざまづくこと A 腰を折り、ひざをもち、もう一度立ち上 がることができない 15	6. 腰を折ること、又は、ひざまづくこと ・腰を折り、ひざをもち、もう一度立ち上が ることができない 15

- 腰を折り、ひざまづき、あるいは、かがんで、床から15cmのすくい棚にある軽いもの(例えば紙)を拾い上げ、そして、それを、他人の援助なしに、もう一度まっすぐに置きなおすことができない。9
- 腰を折り、ひざまづき、あるいは、かが んで、軽いものを床から拾い上げ、そして、 それを、他人の援助なしに、もう一度まっ すぐに置きなおすことができない 6
- 上記のどれも適用しない 0

- ・腰を折り、ひざまづき、あるいは、かがんで、床から15cmのすくい棚にある軽いもの (例えば紙)を拾い上げ、そして、それを、他人の援助なしに、もう一度まっすぐに置きなおすことができない 15
- きなおすことができない 15 ・腰を折り、ひざまづき、あるいは、かがんで、床から15cmのすくい棚にある軽いもの (例えば紙)を拾い上げ、そして、それを、他人の援助なしに、もう一度まっすぐに置きなおすことが、ときどきできない 3 ・腰ながったり、ひざまづくことは、問題が
- ない

- 4. 手を伸ばすこと A コートやジャケットの一番上のポケット に何かを入れるように、どちらの腕も上げ
 - ることができない 15 コートやジャケットを着るように、どち
 - らの腕も後に回すことができない 15 帽子をかぶるように、どちらの腕も頭頂に上げることができない 9
 - どちらの腕も頭より高く上げて手を届か D すことができない 6 上記のどれも適用しない

7. 手を伸ばすこと

- ・コートやジャケットの一番上のポケットに 何かを入れるように、どちらの腕も上げる
- ことができない 15 帽子をかぶるように、どちらの腕も上げる とができない 15
- ・何かに手を届かせるように頭の上に、どちらの腕も上げることができない 15 ・帽子をかぶるように、一方の腕は上げるこ
- とができないが、他方の腕は上げることが できる 8
- ・何かに手を届かせるように頭の上に、一方 の腕は上げることができないが、他方の腕は上げることができる 0 ・手を伸ばすことに問題はない 0

上半身と腕を用いて拾い上げ、動かしたり 渡したりする(この制度のパート1で指定さ れる他の全ての活動を除外する)

- どちらの手でも、液体で満たされた0.5リットル入りのカートンを持ち上げ、動かす
- ットル人りのカートンを持っ上り、動ルッ ことができない 15 どちらの手でも、液体で満たされた1リッ トル入りのカートンを持ち上げ、動かすこ とができない 9
- 両手を使わなければできない、空の段ボ ールのような軽くて大きなものを、持ち上 げ、動かすことができない 6 上記のどれにも、あてはまらない 0

- 8. 上半身と腕を用いて拾い上げ、動かしたり渡したりする (パート1で指定される他の全 ての活動を除外する)
 - ・どちらの手でも、ペーパーバックの本を拾い上げられない 15
 - ・どちらの手でも、0.5リットル入りの牛乳カートンを持ち上げ、運ぶことができない 15・どちらの手でも、容量1.7リットルのシチュー・どちらの手でも、容量1.7リットルのシチュー・ジャイント
 - 一鍋や牛乳カートンを持ち上げ、注ぐこと ができない 15
 - どちらの手でも、2.5kgのジャガイモ袋を持ち上げられない 8
 - 一方の手は、0.5リットル入りの牛乳カート ンを持ち上げ、運ぶことができないが、別

 - 持ち上げて運ぶことには問題がない 0

6. 手の巧緻性

- どちらの手でも'star-headed'シンク・
- タップを回すことができない 15 どちらの手でもよ1コインまたはそれと同じような物を拾うことができない 15 どちらの手でも本のページをめくること
- ができない 15
- ペンまたは鉛筆を身体的に使うことがで D きない 9
- 従来のキーボードまたはマウスを身体的
- に使うことができない 9 小さなボタン (例えばシャツまたはブラウス・ボタン) を止めたり外したりするこ
- とができない 9 _片手では'star-headed' シンク・タップを
- 回すことができないが、両手ならできる 6 片手では、£1コインまたはそれと同じよ うなものを拾うことができないが、両手で はできる 6

- 9. 手の巧緻性
 - ・どちらの手でも本のページをめくることが できない」 .15
 - どちらの手でもシンクのタップを回したり、 レンジのダイアルを調整できない 15
 - ・どちらの手でも直径2.5cmのコインを拾うこ とができない 15
 - ・ペンまたは鉛筆を身体的に使うことができ

 - ない 15 ・ひもまたは糸で蝶結びをできない 10 ・一方の手ではシンクのタップを回したり、 レンジのダイアルを調整できないが、別の 手ではできる 6
 - ・一方の手では直径2.5 c mのコインを拾うこ とができないが、別の手ではできる 6 ・手の巧緻性には問題がない 0

- 液体で満たされ、口が開いた0.5リットル のカートンから液体を注ぐことができない
- 上記のどれにも、あてはまらない 0

7. 話すこと

- ,まったく話すことができない 15 話したことを、知り合いでない人は理解 В
- できない 15 知り合いでない人は、話を理解するのに 大変苦労する 9
- 知り合いでない人は、話を理解するのに 少し苦労する 6 D
- E 上記のどれにも、あてはまらない 0
- 8. 通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと A まったく聞くことができない 15 B 静かな部屋で大声で話している人の話を、十分にはっきりと聞くことができない。 15 C 静かな部屋で、普通の声で話している人の話をはいるがな部屋で、ができない。話されている事を十分にはっきりと識別することができない。 9
 - きない 9
 - D 繁華街で大声で話している人の話を、聞くことができない。話されている語を十分にはっきりと識別することができない 6 E 上記のどれにも、あてはまらない 0
- 9. 通常用いている眼鏡または他の補助機器を 用いて、日光または明るい電灯のもとでの、

 - 用いて、ロルまには切る、 ものに 視力と視野などの視覚について まったく見えない 15 20 c m離れたところの16ポイントの印刷 文字を読むことができるほど見えない 15 В

 - 視野の50%以上が欠損している 15 最低5メートル離れたところにいる友人が 十分わかるほど見えない 9
 - \mathbf{F}
 - 視野の欠損が25%以上50%未満 6 少なくとも15メートル離れたところの友 人がわかるほど見えない 6 上記のどれにも、あてはまらない 0

10. 排泄

- A 請求者が人工肛門または尿収器を使っていない場合で、遺尿(夜尿症)以外の管理
 - 腸からの排泄を自発的に制御できない 15
 - 膀胱をからにすることを自発的に制御 11 できない 15
 - によくの完全な排泄をコントロールすることができないために、少なくとも月に一回以上腸を制しきれなくなる 15
 - 膀胱をからにすることをコントロール iv 時間をからにすることを することができないために、週に1回以上膀胱を制しきれなくなる 15
 - 腸の完全な排泄をコントロールすることができないために、時々腸を制しきれなくなる。9
 - 請求者が膀胱から完全にからにするこ とができないために、少なくとも月に1
 - トイレにすぐ行けないときは、腸から 完全に排泄できず、また、膀胱をから にすることができないために、腸と膀 VII 胱の制御をできなくなる危険がある。6

10. 話すこと

- ・まったく話すことができない 15 ・話したことを、知り合いでない人は理解で きない 15
- 知り合いでない人は、話を理解するのに大 変苦労する 10
- 知り合いでない人は、話を理解するのに少し苦労する 8
- ・上記のどれにも、あてはまらない 0
- 11. 通常装着している補聴器または他の機器を用いて聞くこと・まったく聞くことができない 15・音量を大きくしないとテレビ番組が聞き取

 - れない 15
 - ・静かな部屋で大声で話している人の話を、 十分にはっきりと聞くことができない 15
 - ・静かな部屋で、普通の声で話している人の 話を聞くことができない 10 ・繁華街で大声で話している人の話を、聞く
 - ことができない 8
 - ・聞くことに問題はない 0
- 12. 通常用いている眼鏡または他の補助機器を 用いて、日光または明るい電灯のもとでの 視覚
 - ・光がわからない 15

 - ・部屋の家具の形が見えない 15 ・20cm離れたところの16ポイントの印刷文字 を読むことができるほど見えない 15 ・最低5メートル離れたところにいる友人が十
 - 分わかるほど見えない 12
 - ・少なくとも15メートル離れたところの友人 がわかるほど見えない 8
 - ・視覚には問題がない 0

13. 排泄(遺尿(夜尿症)以外)

- ・腸からの排泄を自発的に制御できない 15
- ・膀胱からの管理を自発的に制御できない 15 ・少なくとも週1回腸からの排泄を制御できな
- くなる 15 ・少なくとも月1回腸からの排泄を制御できな
- くなる 15 ・ときどき腸からの排泄を制御できなくなる 9
- ・少なくとも月1回以上膀胱からの排泄を制御できなくなる 3 ・ときどき膀胱からの排泄を制御できなくな
- 0
- ・排泄に問題ない 0

- iii 上記のどれにも、あてはまらない 0 請求者が尿収器(留置尿道カテーテルや 恥骨上式カテーテルを含む)を用いており、 大部分の時間装着している時の排泄
 - 他人による身体的な援助を受けること なく、カテーテル・バッグまたは他の
 - 収集表質を取り的がたり、ネックにより、空にすることができない 15 内容を漏らさないで、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けた り、取り外したり、空にすることがで きない 15
 - 腸からの排便を自発的に制御できない 111
 - 少なくとも月に一回は、請求者が腸の 117 完全な排泄をコントロールすることが できない 15
 - 時折、請求者が腸の完全な排便をコン
 - トロールすることができない。 9 すぐにトイレに行けない場合、腸の制 御ができない危険があり、完全な腸か らの排便をコントロールすることがで きない 6
- ii 上記のどれにも、あてはまらない 0 請求者に人工肛門がある場合の、遺尿(夜 VII 尿症) 以外の排泄
 - 他人による身体的な援助を受けること なく、カテーテル・バッグまたは他の
 - 収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 15 内容を漏らさないで、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることがで きない 15
 - 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、膀胱の排尿における 自発的な制御ができない 15 111
 - 請求者の人工肛門は、腸の排便だけに かかわっており、少なくとも週に1回膀 胱の排尿コントロールができなくなり そのために、請求者は膀胱からの排尿
 - を完全に制しきれない 15 請求者の人工肛門は、腸の排便だけに かかわっており、少なくとも月に1回膀 胱の排尿コントロールができなくなり、
 - そのために、請求者は膀胱からの排尿を完全に制しきれない 9 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、すぐにトイレに行け スパート・イント・イプリー ない場合、腸の制御ができない危険があり、完全な腸からの排便をコントロールすることができない 6 上記のどれにも、あてはまらない 0
- 11
- 目覚めている間は意識があること 少なくとも週に1回、意識の喪失又は変 性意識の非自発的な症状がある。その結果、
 - 認識の混乱や集中力を失う 15 少なくとも月に1回、意識の喪失又は変 性意識の非自発的な症状がある。その結果、 認識の混乱や集中力を失う 9
 - 評価前の6ヵ月間に少なくとも、 二度の意 識喪失や変性意識の非自発的な症状がある。 その結果、認識の混乱や集中力を失う 6
 - 上記のどれにも、あてはまらない 0
- 14. 目覚めている間は、てんかんまたはてんか ・母系佐がなく 音識を保っていること ん様発作がなく、意識を保っていること ・少なくとも1日に1回、意識の喪失又は変性
 - 意識の非自発的な症状がある
 - ・少なくとも週に1回、意識の喪失又は変性意
 - 識の非自発的な症状がある 15 ・少なくとも月に1回、意識の喪失又は変性意 識の非自発的な症状がある 15
 - ・評価前の6ヵ月間に少なくとも、二度の意識喪失や変性意識の非自発的な症状がある。
 - その結果、認識の混乱や集中力を失う 12 評価前の6ヵ月間に少なくとも、1回の意 識喪失や変性意識の非自発的な症状がある。 その結果、認識の混乱や集中力を失う

[精神、認識、知的機能活動]

12~21は、精神、認識、および知的機能をカバーする。労働能力に制限があると評価されるには、15ポイント以上を得点する必要がある。 得点は、該当する各活動の最も高い得点を合計 する。これらの活動の得点は、身体的な機能活動に加えることができる。

12. 仕事の完成の学習または理解

- 単純な仕事(目ざまし時計をセットすることのような)を正常に完了する方法を学ぶことができないか、理解することができない。15
- は、記者が正常に単純な仕事を完了する方法を学習し理解することができる前に、同じことを2回以上デモンストレーションを見ることが必要であり、しかも、次の日にそ じことを2回以上アセンストレーンョンを見ることが必要であり、しかも、次の日にぞその仕事を完了する方法についてざいそのにデモンストレーションを受けなければ、その仕事正常に完了することができない。15 請求者が正常に学れてもな仕事を完了する方と
- 電が名が正形に早代な仕事を元うする方 電が名が正形に早代な仕事を元うする。 法の仕事を学習し理解することができて、トレの といるでは、トレの 日にその仕事を完了する方法について、、 のひとから言葉による促しをうけることが のしてない。
- できない 9 請求者が適度に複雑な仕事(例えば、きれいな服を洗濯機を用いて洗濯するような ステップ)を遂行する方法を学ぶか、正常に仕事を完了する方法を理解する前に、別の人からことばによる注意を受けることがく、次の日に正常に仕事を完了することができなれば、
- 言ない。 請求者が正常に単純な仕事を完了する方 法を学習し理解することができる前に、そ れを行う方法について言葉での指示が必要 であり、しかも、1週間たっても、他の人から言葉による促しを受けることなしにその 仕事を完全に完了することができない 6 上記のどれにも、あてはまらない 0

- ・評価前の3年間に少なくとも、1回の意識喪失や変性意識の非自発的な症状がある。そ の結果、認識の混乱や集中力を失う・意識には問題がない 0

[精神障害]

すべての得点を足して10点以上になると対象 になる。また、6-10点でも身体障害の得点が6点 以上ならば対象になる。

作業の遂行

- 電話に応答できず信頼できるメッセージ を残すことができない 2 Α
- 何もしないで長時間座っていることが多 В 61
- 雑誌を読むのに集中したり、ラジオやテレビの内容を理解できない 1 電話番号を探すために電話帳やその他の
- 電話番号簿を利用できない。 1
- 精神状態のために以前楽しんでいたレジャー活動を楽しめない 1 集中できないために日用品のもっている
- 危険やその他の日常的な障害を見逃したり 忘れてしまう 1
- 働けないことを理由としたなんらかの給 関いないことを理由としたなんらかの紹 付金、手当、あるいは、優遇措置の対象と なるに至った日の前3か月間に、動揺、混乱 物忘れのために、潜在的に危険のある事件 を引き起こした 1 日 はげましがなければ、集中力を維持でき
- ない 1

日常生活

- A 起床と着衣に励ましを必要とする
- R
- 午前中からアルコールを必要とする 2 気分の変動により1日に数回ひどく思い悩 む
 - 見かけや生活状況に無頓着 D
- 睡眠不足のために日中活動に問題が生じ Е

精神的圧迫に対する対応

- 精神的なストレスが仕事を辞めた理由で ある
- 明確な理由もなくしばしば恐怖を感じたりパニックに陥る。2
- 大きな疲労やストレスになると信じてい るために日常活動を行うことができない 1 日常活動の変化に対応できない 1
- D
- E 疲労、無関心、興味を失うために、やるべき多くのことをやらないということがしばしば見受けられる 1 F 仕事をすることで病気が再発したり悪化
- したりすると恐れ、心配している

他の人との関係

- 他人の支援なしには、自分自身の面倒を みられない 2
- 普通の出来事に失望し、破壊的な問題行 動を起こす
- 精神の問題のために他人とのコミュニケ
- ・ 何冊の同趣のために他人とのコミュニケーション能力が損傷されている 病気になる前は悩まされることがなかったことに刺激を受ける 毎日でも6時間以上1人にしておかれることをなり
- Ε
- こわくて一人で外出できない

13. 危険の認識 日常的な危険物(例えば熱湯または鋭い物)の危険性についての認識が不十分であり、日常的に危険な場面があったり、近くに置くことを避けることが必要 15 i) 自傷他害;あるいは、 ii) 資産または財産への重要な損害(日々 の生活全体がうまく管理されないほど 0) 日常的な危険についての危険性について の認識が不十分であり、それを避けたり、 近くに置かないということに多く時間を使 う必要がある 9 i) 自傷他害;あるいは、 資産または財産への重要な損害(他人 による監視なしには、日々の生活全体 がうまく管理されないほどの) 日常的の危険についての危険性について の認識が不十分であり、それを避けたり、 近くに置かないということをしばしば行う 必要がある i) 自傷他害:あるいは、 そのような事件が起こるとき、日々の 生活全体が管理できないほどではない、 資産または財産への重要な損害 上記のどれにも、あてはまらない 14. 記憶と集中 1日中、請求者の面前での他人による言葉 による促しなしには、日々の生活全体がうまく管理できないほど、物忘れや集中力の 喪失がある 15 ほとんどの時間を、請求者の面前での他 人による言葉による促しなしには、日々の 生活全体がうまく管理であないほど、物忘 れや集中力の喪失がある 9 しばしば、物忘れや集中力の喪失により、 日常生活で行うべき1日のすべての作業のリストを作成するなどの事前の計画によって のみ、日々の生活全体を遂行することがで きる 6 上記のどれも適用しない 0 D 15. 作業の遂行 どんな日常的な作業でも正常に完了する とができない 15 請求者が慣れている日常的な仕事を正常 に完了するのに、精神障害のない人の2倍を 超える時間がかかる 15 請求者が慣れている日常的な仕事を正常 に完了するのに、精神障害のない人の1.5倍 を超え2倍までの時間がかかる 請求者が慣れている日常的な仕事を正常 に完了するのに、精神障害のない人の1.5倍 の時間がかかる 6 上記のどれにも、あてはまらない 0 16. 生活行動を始めること・継続すること 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、すべての生活活動(計画 歌呼音がために、すべての生何伯助(計画を立てる、組織する、問題解決、サービス業に優先順位をつける、作業を変更するなどを意味する)を始めたり継続することが できない 15 認知障害、または、重度の気分障害や行

動障害のために、申請者の横で他人による 言葉による日常的な促しを求めなければ生 活活動を始めたり継続することができない 15

C 認知障害、または、重度の気分障害や行動障害のために、申請者の前で他人による言葉による促しのために多くの時間を求めなければ生活活動を始めたり継続することができない 9 D 認知障害、または、重度の気分障害や行	
動障害のために、申請者の前で他人による 言葉による促しをしばしば受けなければ、 生活活動を始めたり継続することができない 6	
E 上記のどれにも、あてはまらない 0	
17. 変化に対処すること	
B 予定された日々の生活の変化(例えば、 予定された昼休み時間の変更など日々の生 活時間を以後変更すること)に対処するこ とができないために、日々の生活全体を管 理することができない 9	
C 小さな、予定外の日常生活の変更(例えば、それが起こることになっている日の予約の時間の予想外の変更)に対処することができないために、日々の生活全体を管理することができない 6 D 上記のどれにも、あてはまらない 0	
18. 目的地に着くこと A 請求者がよく知っている、あるいは、よく知っていると思われる特定の場所に行くことができない 15 B 毎回、他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所に行くことができない 15	
C 他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所にほとんどの場合行くことができない 9 D 毎回、他人が同行しなければ、請求者がよく知っている特定の場所にしばしば行くことができない 6 E 上記のどれにも、あてはまらない 0	
19. 社会的状況に対処すること A 強度の恐怖や不安のために、通常の活動 (たとえば、新しい場所に行ったり、社会的 な接触をする)ができない 15 B 強度の恐怖や不安のために、ほとんどの 場合、通常の活動(たとえば、新しい場所 に行ったり、社会的な接触をする)ができ	
C 強度の恐怖や不安のために、通常の活動 (たとえば、新しい場所に行ったり、社会的 な接触をする)が、しばしば、できない 6 D 上記のどれにも、あてはまらない 0	
20. 他人に対するふるまいの正しさ A 攻撃的、禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予測できない爆発がある。15	
i)毎日他人に混乱を引き起こすのに十分なまたは ii)毎日ではないが、しばしば起こり、分別のある人は彼らを大目に見ることができないほど重度である	
B ささいな出来事に対して、完全に不適当な反応をし、あるいは、批判し、脅迫的なふるまいや実際に物理的暴力につながる激しい爆発に至る 15	

- 長時間にわたり混乱を引き起こすほど重 症かつ頻度に、攻撃的、禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予測できない爆発がある 9
- ない際完かめる 9 ささいな出来事に対して、非常に不適当 な反応をし、あるいは、批判し、そのよう なことが起こったときには、日々の生活全 体を管理することができない 9 頻繁に混乱を引き起こすほど、攻撃的、
- 禁止されている、あるいは、奇怪なふるまいなどの予測できない爆発がある 6
- ささいな出来事に対して、しばしば、 程度の不適当な反応をし、あるいは、批判し、そのようなことが起こったときには、 申請者は、日々の生活全体を管理すること ができない 6
- 上記のどれにも、あてはまらない 0
- 21. 他人とつきあうこと
 - A 自身のふるまいの影響に気づかず 15 i) たとえ短期間 (例えば2、3時間) でも、 他人とつきあうのに苦労する
 - または
 - ii)毎日、他人に苦悩を引き起こす B 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、毎日彼
 - 自身または彼女自身が非常に苦悩する 15 自身のふるまいの影響に気づかずに 9 i) 比較的長期間(例えば1,2日)にわたり、 他人と付き合うのに苦労する または
 - ii) 大多数の人に苦悩をひきおこす
 - 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、1日の大 半、彼自身または彼女自身が非常に苦悩す る
 - 自身のふるまいの影響に気づかず i) 長期間 (例えば1週間) 他人とのつきあ いに苦労する
 - しばしば、他人に苦悩をもたらす ii)
 - 請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおける誤解により、しばし ば、彼自身または彼女自身が非常に苦悩す る 6
 - G 上記のどれにも、あてはまらない 0

表2 労働関連活動能力が制限されていると判断される評価基準

以下の記述の一つ以上に該当すれば、労働関連活動能力が制限されていると評価され、請求者の 支援グループに属する。
1. 平地を歩くこと、又は、移動すること(次のどれもできない)
A 歩く(通常用いている歩行杖または他の機器を用いて)

- В 移動する(通常用いているクラッチ杖を用いて)
- C 請求者の車椅子を手動で操作する(繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感がなく30メートル以上。)
 2. 椅子に座った状態から立ち上がり、隣の椅子に移動して座る(次の両方とも完了することがで
- きない)
- 他人による身体的な援助なしで、背もたれだけの椅子に座った状態から立ち上がる他人による身体的な援助なしに、椅子に座った状態から隣の椅子に移動して座る上半身と腕を用いて拾い上げ、動かしたり渡したりすること(表1で指定される他の全ての活 動を除外する) どちらの手でも、液体で満たされた0.5リットル入りのカートンを持ち上げ、動かすことができ ない。
- 4. 手を伸ばすこと

コートやジャケットの一番上のポケットに何かを入れるように、どちらの腕も上げることがで きない。

- 5. 手の巧緻性(次の両方ともできない。) A どちらの手でも片手では、star-headed、シンク・タップを回すことができない B £1コインまたはそれと同じようなものを両手を使っても拾うことができない。 6. 排泄(次のどれかに該当する) star-headed'シンク・タップを回すことができない
- - A 請求者が人工肛門または尿収器を使っていない場合で、遺尿(夜尿症)以外の排泄について
 - 腸からの排便を自発的に制御できない 膀胱をからにすることを自発的に制御できない b
 - 腸からの完全な排便をコントロールすることができないために、少なくとも月に一回以上 腸を制しきれない С
 - 膀胱をからにすることをコントロールすることができないために、週に1回以上膀胱を制し d きれなくなる
 - 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、腸からの完全な排便に失敗す
 - 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、ぼうこうからの完全な排尿に f 失敗する。
 - 請求者が尿収器(留置尿道カテーテルや恥骨上式カテーテルを含む)を用いており、大部分 В の時間装着している時の排泄
 - 時間衰滑している時の折他 他人による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 内容を漏らさないで、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 腸からの排泄を自発的に制御できない。
 - h

 - 少なくとも週一回、腸のコントロールができなくなり、請求者は腸からの完全な排便をコ d
 - ントロールすることができない 重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週一回、腸からの完全な排便に失敗す e
 - 請求者に人工肛門がある場合の、遺尿(夜尿症)以外の排泄
 - 他人から身体的な援助を受けることなく小孔機器を貼付、取り外し、または、空にするこ とができない
 - による身体的な援助を受けることなく、カテーテル・バッグまたは他の収集装置を取り付けたり、取り外したり、空にすることができない 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、膀胱の排尿における自発的な制御ができない。 h
 - C
 - は 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、少なくとも週に1回膀胱の排尿コントロールができなくなり、そのために、請求者は膀胱からの排尿を完全に制しきれない e 請求者の人工肛門は、腸の排便だけにかかわっており、重度の気分障害又は行動障害のために、少なくとも週に1回膀胱の排尿コントロールに失敗する 衛生管理 (次のどれかに該当する)
- - 衛生管理(次のどれかに該当する) (他人による身体的な援助を受けることなく、自身の胴体(自身の背中を除く)をきれいにすることができない 3 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感のために、自身の胴体(自身 の背中を除外する)をきれいにすることができない 3 請求者の横で他人による定期的な励ましがなければ、自身の胴体(自身の背中を除外)をき れいにすることができない 1 重度の気分障害又は行動障害のために、次の支援がなければ自身の胴体(自身の背中を除外 する)をきれいにすることができない (1) 他人かたの食体的援助。
 - В

 - - i) 他人からの身体的援助;
 - ii)請求者のそばで他人による定期的な励まし 飲食(次のどれかに該当する) A 口に食物または飲物を運ぶこと
- - - 他人から身体的な援助を受けることなく、口に食物または飲物を運ぶことができない
 - に入がらる体的なながとまりることなく、口に良物よたは飲物を達ぶことができない 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感のために、口に食物または 飲物を運ぶことができない 請求者の横で他人が定期的に励まさなければ、口に食物または飲物を運ぶことができない
 - C
 - 重度の気分障害又は行動障害のために、次の支援を受けなければ、口に食物または飲物を 運ぶことができない
 - 他の誰かからの身体的な援助
 - 請求者の横で他人が定期的に励ますこと
 - 食物または飲物の咀嚼又は嚥下 В
 - 食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むことができない
 - 繰り返し止まったり、息切れをしたり、または、ひどい不快感のために、食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むことができない h
 - 請求者の横で他人が定期的に励まさなければ、食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むことが С できない
 - А 重度の気分障害又は行動障害のために、次のことができない

- 食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むこと 請求者の横で他人が定期的に励まさなくても食物や飲み物を咀嚼したり飲み込むこと 仕事の完成の学習または理解(次のどれかに該当する) A 単純な仕事(温かい飲み物を用意するなど)を正常に完了する方法を学ぶことができないか、 理解することができない
- B 請求者が単純な仕事を正常に完了する方法を学習し理解する前に、同じことを2回以上デモンストレーションを見ることが必要であり、しかも、次の日にその仕事を完了する方法についてさらにデモンストレーションを受けなければ、その仕事を正常に完了することができないて重度の気分障害又は行動障害のために、AまたはBで言及されたことのどちらも行うことが
- できない

10. 生活行動(次のどれかに該当する)

- 生活行動(次のとれがに該当りる) すべての生活行動(計画を立てる、組織する、問題を解決する、作業に優先順位をつける、 作業を変更するなどを意味する)を始めたり継続することができない 3 申請者の横で、他人による言葉による日常的な促しを求めなければ生活行動を始めたり継続 することができない。
- 重度の気分障害又は行動障害のために、申請者の横で、他人による言葉による日常的な促しを求めなければ生活行動を始めたり継続することができない
- - レベル3の英国手話に相当するレベルの手話
 - 重度の気分障害又は行動障害のために、Aで言及されるコミュニケーションのすべてを用いることができない
 - -請求者は、言語的または非言語的コミュニケーションにおいて誤解されるため、日々苦悩す
 - 重度の気分障害又は行動障害のために、現実から分離してしまい、他人に自分の意志を伝え D ることができない

表3 評価なしで労働関連活動能力が制限されているとみなされる場合

- ○進行性の疾病を患っており、6ヵ月(すなわち、病状が末期的)以内に死亡することが合理的に 予想されることができる
- 予想されることができる
 一静脈内、腹膜内、クモ膜下腔内の化学療法の治療を受けている、あるいは、その処置から回復期にあり、ジョブセンタープラスが、労働制限があることを納得している
 ○特定の疾病または身体的、精神的な障害があり、もし、職業関連活動能力に制限がないとわかれば、だれかの精神的または身体的な健康に危険を及ぼすとき
 ○妊娠しており、労働を抑えなければ、自分や胎児の健康に深刻な危険があると思われる場合

Summary

A Discussion on the Characteristics of the Employment and Support Allowance in the UK

Akira Terashima

The Employment and support allowance (ESA) is a new benefit paid to the people whose ability of labor is limited by diseases or disabilities. The ESA has been started since October 27, 2008 in the UK. The purpose of the ESA is to connect the benefit system with the work for persons with disabilities (PWDs) and make them work, because it would deminish the motivation to work for PWDs with division of PWDs to 2 categories, who can work and can not work. This study investigates how the ESA affects the definition of disabilites, summarizes the characteristics of the disability authorization, and considers the effectiveness of the ESA. As the reusult, it is founds that the disability autholization of ESA pays its attention only to conventional ADL standard, and it would be difficult for ESA to achieve the purpose.

Keywords Definition of Disability, Employment and Support Allowance, Employment of Persons with Disabilities, United Kingdom

(2009年5月11日受領)